

事務連絡
令和5年2月3日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

外来機能報告の報告様式2のスケジュール等について

平素より厚生労働行政に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和4年度外来機能報告については、令和4年11月1日より報告様式2の報告を開始することとしておりましたが、先般、一部確認を要する事象が発見されたことに伴い、報告開始を延期させていただいているところ、関係者の皆様には大変御迷惑をおかけしております。外来機能報告の報告期間及び地域の協議の場（以下「協議の場」という。）の開催期間について、下記のとおり御連絡差し上げます。

なお、上記については、医療機関等情報支援システム（G-MIS）のお知らせ機能により周知するとともに、関係団体にも事務連絡を発出しますことを申し添えます。

記

1 報告期間

- (1) 報告様式1
令和4年10月1日～令和5年3月29日（予定）
- (2) 報告様式2
令和5年3月6日～令和5年3月29日（予定）

2 報告後のスケジュール

- (1) 都道府県による確認期間
令和5年4月1日～令和5年4月30日（予定）
- (2) 紹介受診重点医療機関のとりまとめ等に向けた協議の場で活用するデータの国からの提供日（報告期間内に報告された電子データ）
令和5年5月中（予定）
- (3) 紹介受診重点医療機関のとりまとめ等に向けた協議の場で活用するデータの国からの提供日（報告された電子データ）
令和5年6月中（予定）
- (4) 令和4年度外来機能報告に係る協議の場の開催期間
令和5年5月～令和5年7月（予定）

医政地発 1207 第 1 号
令和 4 年 12 月 7 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

令和 4 年度病床機能報告及び外来機能報告の報告期間について

令和 4 年度病床機能報告及び外来機能報告については、「令和 4 年度病床機能報告及び外来機能報告の実施等について」（令和 4 年 9 月 20 日付け医政地発 0920 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）により、報告期間を 10 月 1 日から 11 月 30 日までとし、令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月診療分（令和 4 年 4 月審査分）までの電子レセプトがある医療機関については、厚生労働省が集計した結果（以下「集計結果」という。）を令和 4 年 11 月 1 日から医療機関等情報支援システム（G-MIS）上に表示させることとしていたところです。

先般、一部確認を要する事象が発見されたことに伴い、病床機能報告及び外来機能報告における報告様式 2 の報告開始を延期することを御連絡していましたが、この度、集計のために参照しているレセプト情報・特定健診等データベース（NDB）において一部レセプト情報の補正作業を行う必要があることが判明しました。

本事象の影響を受けた外来機能報告と影響がないことが判明した病床機能報告それについて、下記のとおり対応いただくこととしましたので、病床機能報告対象病院等、外来機能報告対象病院等及び外来機能報告を行う意向を有する無床診療所に対して周知いただくようお願いします。

なお、上記については、G-MISのお知らせ機能等により周知するとともに、関係団体の長にも別添のとおり通知を発出していることを申し添えます。

記

1. 報告様式 2 の報告開始日について

（1） 病床機能報告

令和 4 年 12 月 8 日より集計結果を G-MIS 上に表示し、報告を開始します。

（2） 外来機能報告

一部レセプト情報の補正作業後に再度集計を行う必要があるため、令和 5 年 2 月下旬から 3 月上旬に開始することを目途に、詳細については改めて御連絡します。

2. 報告期限について

(1) 病床機能報告

報告様式1, 2ともに、その報告期限を令和5年1月13日までに延期します。

(2) 外来機能報告

外来機能報告の報告期限については、報告様式2の報告開始日と併せて御連絡します。

※ 病床機能報告及び外来機能報告における報告期間については、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33の6第1項及び第30条の33の11第1項の規定により、10月1日から11月30日とされていますが、11月30日を超えて、「2. 報告期限について」に記載の報告期限までに報告がされた場合には、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の13第5項及び第30条の18の2第2項の命令の対象になるものではないことを申し添えます。